

Original

薬局薬剤師を対象とした  
残薬調整に関する意識調査

菊地大輝<sup>1), 2)</sup>, 菊地澄恵<sup>1)</sup>,  
下沖 収<sup>2)</sup>, 大間々真一<sup>2)</sup>, 高橋智弘<sup>2)</sup>,  
山田哲也<sup>2)</sup>, 高橋幹夫<sup>2)</sup>

<sup>1)</sup> エールクリニック八幡平

<sup>2)</sup> 岩手医科大学医学部, 総合診療医学講座

(Received on September 1, 2022 & Accepted on October 13, 2022)

要旨

複数疾患が併存する高齢者では処方薬剤数が増加し, これに伴い残薬の発生リスクも増大する. そこで, 地方の薬局薬剤師に残薬調整に関するアンケートを行い, 処方箋様式に追加された残薬にかかわる処方医のチェック欄の利用実態, 並びに残薬調整の際に薬剤師が医師に伝えたい情報や薬局での残薬調整の実態について調査し, 残薬調整の課題について検討した. 結果, 薬局薬剤師の多くは, 残薬チェック欄の記載の有無に関わらず残薬確認を行っており, 患者の服薬状況に応

じた処方内容の提案を行いたいと考えていた. 一方で, 残薬チェック欄を知らない薬剤師も一定数存在し, 疑義照会など処方医への情報提供を簡便に行う方法, 残薬確認から情報提供に要する人的・時間的余裕に課題を感じていた. 薬局薬剤師による効果的な残薬調整には, 残薬チェック欄の周知と利用促進, 処方医への簡便な情報提供方法, 作業効率の向上が必要と考えられた.

*Key words* : leftover medicine, pharmacist, prescription format

I. 緒 言

わが国の高齢化率は上昇を続け, 2065 年には国民の約 2.6 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者になると推計されている<sup>1)</sup>. 中でも地方においてはこの比率は国全体の平均より高い. 高齢者は複数の医療機関を受診していることが多く, 医療機関あたりの処方量は少なくとも合計すると処方薬が 10 剤以上になる場合が少なくないと推測される. 処方通りに服薬していないと期待した治療効果が得られず, 医師が服薬状況を把握していなければ薬

の投与量不足と判断し, さらに処方量を増やしたり, 他の薬剤を追加したりしてしまうことが起こり得る.

2012 年 4 月の調剤報酬改定<sup>2)</sup>において, 保険薬局における薬剤服用歴管理指導料の算定要件に「残薬の状況の確認」が盛り込まれた. これにより, 薬剤師には残薬に関する情報収集やそれに基づいた患者への服薬指導, 医師への処方調整依頼などの取り組みが求められることとなった. さらに, 2020 年 4 月の調剤報酬改定<sup>3)</sup>では, 残薬に関して「薬局から医療機関への残薬に関わる情報提供の推進」が明記され, 残薬調整に係る薬剤師の役割が強化された. また, 処方箋には, 処方医が患

Corresponding author: Daiki Kikuchi  
kikuchidaiki8@gmail.com

者の残薬に懸念がある場合に薬剤師へ対応を依頼する処方医のチェック欄（以下、残薬チェック欄）が設けられた。

以上のように、薬剤師の役割が重要となってきたが、残薬チェック欄の利用状況や残薬調整業務の実態に関する報告は見られない。そこで、岩手県県央地域のなかでも本院が担当する医療圏である八幡平市・滝沢市・雫石町・葛巻町・岩手町の5市町の保険薬局の薬剤師に残薬調整に対するアンケート調査を行い、処方箋の残薬チェック欄の利用実態、並びに残薬調整の際に薬剤師が医師に伝えたい情報や残薬調整の実態について明らかにし、残薬調整の課題について考察した。

## II. 方 法

### 1. 対象者

岩手県八幡平市・滝沢市・雫石町・葛巻町・岩手町の5市町の保険薬局全41施設に所属する管理薬剤師を対象にアンケート調査を行った。

### 2. 調査方法

郵送による自記式質問紙調査とし、各保険薬局の管理薬剤師に調査依頼状と質問紙を送付した。対象となる管理薬剤師は薬局ごとに1名で、質問紙は無記名とした。調査実施期間は、2022年3月1日～3月31日である。

### 3. 調査項目

表1にアンケート内容を示す。具体的な設問内容は1) 残薬相談の有無, 2) 残薬が気になる患者の割合, 3) 重複投薬・相互作用等防止加算の認知, 4) 残薬チェック欄の認知, 5) 処方医の残薬チェック欄の利用頻度, 6) 残薬チェック欄利用時の残薬確認の割合, 7) 残薬チェック欄利用時の疑義照会・情報提供, 8) 残薬チェック欄を利用していない場合の残薬確認の割合, 9) 残薬相談の割合, 10) 残薬チェック欄を利用時の処方医への情報提供の内容, 11) 残薬状況について医師に情報伝達する利点, 12) 残薬調整の頻度の適切な期間, 13) 残薬調整の所要時間, 14) 薬局で残薬調整を行うために必要なこと, 15) 薬の災害時用自己備蓄の必要

性, 16) 薬の災害時用自己備蓄の適切な量とした。設問に対する回答は選択項目から選ぶプリコード回答法とし、単一選択方式、または複数選択方式とした。

### 4. 分析方法

アンケート項目の回答は単純集計で分析した。

1) 薬剤師の残薬に対する認識と処方医の残薬チェック欄の利用実態については(1) 残薬相談の有無, (2) 残薬が気になる患者の割合, (3) 重複投薬・相互作用等防止加算の認知, (4) 残薬チェック欄の認知, (5) 処方医の残薬チェック欄の利用頻度から検証した。(2)と(5)の度合いに関しては0%から100%を含む25%毎の6段階で選択式とした。

2) 薬剤師の残薬状況確認の現状については(6) 残薬チェック欄利用時の残薬確認の割合, (7) 残薬チェック欄利用時の疑義照会・情報提供, (8) 残薬チェック欄を利用していない場合の残薬確認の割合, (9) 残薬相談の割合から検証した。(6), (7)と(9)の度合いに関しては0%（行わない）から100%（必ず行う）を含む25%毎の6段階で選択式とした。(8)に関しては「十分確認をしている」「ある程度確認をしている」「ほとんど確認をしていない」「全く確認をしていない」の4件法で尋ねた。

3) 残薬チェック欄を利用されていた時の意識は(10) 残薬チェック欄を利用時の処方医への情報提供の内容, (11) 残薬状況について医師に情報伝達する利点から検証した。回答内容は複数回答可の選択式とした。

4) 薬局での残薬調整に今後必要なことは(12) 残薬調整の頻度の適切な期間, (13) 残薬調整の所要時間, (14) 薬局で残薬調整を行うために必要なことから検証した。(12)は月単位の選択1ヶ月毎に選択, (13)では時間単位の選択, (14)は複数回答可の選択式とした。

5) 薬の災害時用自己備蓄については(15) 薬の災害時用自己備蓄の必要性, (16) 薬の災害時用自己備蓄の適切な量から検証した。(16)は数日分か

表 1. アンケート内容

設問 1	患者さんから残薬の相談を受けたことがありますか。 ① 受けたことがある ② 受けたことがない
設問 2	現在、残薬が気になる患者さんはどのくらいいますか。 ① 0% ② 1～25% ③ 26～50% ④ 51～75% ⑤ 76～99% ⑥ 100%
設問 3	重複投薬・相互作用等防止加算で残薬調整に係るものの場合には 30 点が加算できることを知っていますか。 ① 知っている ② 知らない
設問 4	処方箋の中に残薬を確認した場合の対応を処方医が記載する欄「保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応」(以後：残薬チェック欄)があることを知っていますか。 ① 知っている ② 知らない
設問 5	最近 1 ヶ月にあなたの薬局で受け付けた処方箋全体に占める残薬チェック欄が利用されていた処方箋はどのくらいですか。 a) 保険医療機関へ疑義照会した上で調剤 ① 0% ② 1～25% ③ 26～50% ④ 51～75% ⑤ 76～99% ⑥ 100% b) 保険医療機関へ情報提供 ① 0% ② 1～25% ③ 26～50% ④ 51～75% ⑤ 76～99% ⑥ 100%
設問 6	残薬チェック欄が利用されている場合、患者さんに残薬の確認をどのくらい行っていますか。 ① 0% (行わない) ② 1～25% ③ 26～50% ④ 51～75% ⑤ 76～99% ⑥ 100% (必ず行う)
設問 7	残薬チェック欄が利用されている場合、処方医に疑義照会・情報提供をどのくらい行っていますか。 ① 0% (行わない) ② 1～25% ③ 26～50% ④ 51～75% ⑤ 76～99% ⑥ 100% (必ず行う)
設問 8	残薬チェック欄が利用されていない患者さんに対し、残薬状況を確認していますか。 ① 十分確認をしている ② ある程度確認をしている ③ ほとんど確認をしていない ④ 全く確認をしていない
設問 9	患者さんから残薬の相談があった場合、処方医に疑義照会・情報提供をどのくらい行っていますか。 ① 0% (行わない) ② 1～25% ③ 26～50% ④ 51～75% ⑤ 76～99% ⑥ 100% (必ず行う)
設問 10	残薬チェック欄が利用されていた場合、どのような情報を医師に伝えたいですか (複数回答可)。 ① 副作用発現の有無 ② 服薬不遵守の場合、その理由 ③ 前回処方した薬で、残っている薬の種類と数 ④ 患者が服薬しやすい・使用しやすい剤形の提案 ⑤ 患者のライフスタイルにあった服用回数・使用回数の提案 ⑥ 服薬不遵守の場合、薬剤師がその患者に行った服薬指導内容 ⑦ 服薬状況を考慮した処方提案 (薬学的専門性に基づくアセスメント) ⑧ その他
設問 11	患者の残薬状況について医師に情報を伝えることには、どのような利点があると思いますか (複数回答可)。 ① 医師との連携につながる ② 患者の QOL 向上につながる ③ ポリファーマシーの改善につながる ④ 患者の薬の適正使用につながる ⑤ 患者が服用していない薬を把握できる ⑥ 薬剤費の削減、患者の負担金の減少につながる ⑦ その他
設問 12	海外では複数の疾患を有する高齢者や多剤併用の高齢者の残薬調整を推奨するために、薬局で定期的な残薬調整を義務化している国があります。もし、薬局で残薬調整が義務化された場合、残薬調整の頻度はどのくらいが適切だと思いますか。 ① 1 ヶ月に一度 ② 2 ヶ月に一度 ③ 3 ヶ月に一度 ④ 4～5 ヶ月に一度 ⑤ 6 ヶ月に一度 ⑥ 7～11 ヶ月に一度 ⑦ 1 年に一度 ⑧ 処方されるごと
設問 13	現在、残薬調整に患者ひとりあたりどのくらいの時間がかかりますか。ここでの残薬調整とは、残薬を確認し処方医に疑義照会・情報提供をした上で薬をお渡しするまでとします。 ① 5 分以内 ② 6～15 分 ③ 16-30 分 ④ 31-60 分 ⑤ 61 分以上
設問 14	薬局で残薬状況の確認を積極的に行っていくためには何が必要だと思いますか (複数回答可)。 ① 人員や時間 ② 残薬に対する勉強会 ③ 医師と薬剤師との連携 ④ 患者の自宅へ訪問する ⑤ 疑義照会や情報提供の簡素化 ⑥ 重複投薬・相互作用等防止加算の点数を増やす ⑦ 処方日数の変更を処方医に事後報告可能にする ⑧ その他 ( )
設問 15	設問 15 災害などに備えて薬を自己備蓄する必要はあると思いますか。 ① 必要である ② 必要ない
設問 16	もしも災害などに備えて薬の自己備蓄をする場合、どの程度の量が適切だと思いますか。 ① 数日分 ② 1 週間分 ③ 2～3 週間分 ④ 1 ヶ月分 ⑤ それ以上

表 2. 薬剤師の残薬に対する認識と処方医の残薬チェック欄の利用実態について

調査項目	回答	回答者数 (%)
患者さんから残薬の相談を受けたことがありますか. (n = 20)	受けたことがある 受けたことがない	19 (95) 1 (5)
現在, 残薬が気になる患者さんはどのくらいいますか. (n = 20)	0% 1 ~ 25% 26 ~ 50% 51 ~ 75% 76 ~ 99% 100%	1 (5) 13 (65) 4 (20) 1 (5) 1 (5) 0 (0)
重複投薬・相互作用等防止加算で残薬調整に係るものの場合には 30 点が加算できることを知っていますか. (n = 20)	知っている 知らない	19 (95) 1 (5)
処方箋の中に残薬を確認した場合の対応を処方医が記載する欄「保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応」(以後: 残薬チェック欄)があることを知っていますか. (n = 20)	知っている 知らない	17 (85) 3 (15)
最近 1 ヶ月にあなたの薬局で受け付けた処方箋全体に占める残薬チェック欄が利用されていた処方箋はどのくらいですか.		
a) 保険医療機関へ疑義照会した上で調剤 (n = 20)	0% 1 ~ 25% 26 ~ 50% 51 ~ 75% 76 ~ 99% 100%	7 (35) 12 (60) 0 (0) 0 (0) 1 (5) 0 (0)
b) 保険医療機関へ情報提供 (n = 20)	0% 1 ~ 25% 26 ~ 50% 51 ~ 75% 76 ~ 99% 100%	11 (55) 8 (40) 0 (0) 0 (0) 1 (5) 0 (0)

ら 1 週間分毎の選択式とした。

#### 5. 倫理的配慮

本研究は岩手医科大学医学部倫理委員会の承認(承認番号 MH2021-191)を得て「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」に従って実施した。

### III. 結 果

質問紙を送付した 41 通のうち, 20 通が返信され, 回収率は 48.8%であった。すべての回収分で回答に不足がなく, 全例分析対象(有効回答率は 100%)とした。

#### 1. 薬剤師の残薬に対する認識と処方医の残薬チェック欄の利用実態

患者から残薬の相談を受けたことがある薬剤師は 19 人(95%)だった。残薬が気になる患者はいないと回答した薬剤師は 1 人のみであった。気になる患者がいると回答した 19 人(95%)で該当する患者数の割合を見ると, 25%以下が 13 人(65%)で最も多かった。重複投与・相互作用等防止加算については 19 人(95%)が知っていた。残薬チェック欄を知っている薬剤師は 17 人(85%), 知らない薬剤師は 3 人(15%)であった。最近 1 ヶ月で残薬チェック欄が利用されていた処方箋のうち, 「疑義照会した上で調剤」に医師の指示があった割合は「0%」が 7 人(35%), 「1 ~ 25%」が 12 人(60%), 「情報提供」に医師の指示があった割合は「0%」が 11 人(55%), 「1 ~ 25%」が 8 人

表 3. 薬剤師の残薬状況確認の現状

調査項目	回答	回答者数 (%)
残薬チェック欄が利用されている場合、患者さんに残薬の確認をどのくらい行っていますか。(n = 17:残薬チェック欄を知らない薬剤師 3 人を除く)	0% (行わない)	1 (6)
	1 ~ 25%	6 (35)
	26 ~ 50%	0 (0)
	51 ~ 75%	0 (0)
	76 ~ 99%	1 (6)
	100% (必ず行う)	8 (47)
	無回答	1 (6)
残薬チェック欄が利用されている場合、処方医に疑義照会・情報提供をどのくらい行っていますか。(n = 17:残薬チェック欄を知らない薬剤師 3 人を除く)	0% (行わない)	1 (6)
	1 ~ 25%	7 (41)
	26 ~ 50%	0 (0)
	51 ~ 75%	0 (0)
	76 ~ 99%	3 (18)
	100% (必ず行う)	5 (29)
	無回答	1 (6)
残薬チェック欄が利用されていない患者さんに対し、残薬状況を確認していますか。(n = 20)	十分確認をしている	3 (15)
	ある程度確認をしている	17 (85)
	ほとんど確認をしていない	0 (0)
	全く確認をしていない	0 (0)
患者さんから残薬の相談があった場合、処方医に疑義照会・情報提供をどのくらい行っていますか。(n=20)	0% (行わない)	1 (5)
	1 ~ 25%	5 (25)
	26 ~ 50%	2 (10)
	51 ~ 75%	1 (5)
	76 ~ 99%	6 (30)
	100% (必ず行う)	5 (25)

(40%) であり、25% 以下がほとんどであった (表 2)。

## 2. 薬剤師の残薬状況確認の現状

残薬チェック欄に記載がある場合の残薬確認を行った割合および疑義照会・処方医への情報提供に関する回答の分析は、残薬チェック欄を知らない薬剤師 3 人を除いた 17 人を対象とした。残薬チェック欄が利用されている処方箋の場合、残薬の確認をしている薬剤師の割合は「100% (必ず行う)」との回答が最も多く 8 人 (47%) を占めたが、「0%」が 1 人 (6%)、「1 ~ 25%」が 6 人 (35%) であり、25% 以下が 7 人 (41%) であった。残薬チェック欄が利用されている処方箋の場合、処方医に疑義照会・情報提供をしているのは「100% (必ず行う)」と回答した薬剤師は 5 人 (29%)、「0%」が 1 人 (6%)、「1 ~ 25%」が 7 人 (35%) であり、25% 以下が 8 人 (47%) であった。残薬チェック欄が使用されていない場合、残薬状況を確認して

いるかは「十分確認している」は 3 人 (15%)、「ある程度確認している」のは 17 人 (85%) であった。「ほとんど確認していない」、「全く確認をしていない」は 0 人 (0%) であった。患者から残薬の相談をされた場合、処方医に疑義照会・情報提供をしているのは「100% (必ず行う)」と回答した薬剤師は 5 人 (25%)、全例には行わないと回答したのは 15 人 (75%) であった (表 3)。

## 3. 残薬チェック欄を利用されていた時の意識

「残薬チェック欄が利用されていた場合、どのような情報を医師に伝えたいか」への回答では、「前回処方した薬で残っている薬の種類と数」(18 人, 90%) が最も多く、「患者のライフスタイルにあった服用回数・使用回数の提案」(15 人, 75%)、「服薬不遵守の場合、その理由」(11 人, 55%) が 50% を超えた。「患者の残薬状況について医師に情報を伝えることには、どのような利点があると思われますか」への回答では、「患者の薬の適正使

表 4. 残薬チェック欄を利用されていた時の意識

調査項目	回答	回答者数 (%)
残薬チェック欄が利用されていた場合, どのような情報を医師に伝えたいですか (複数回答可). (n = 20)	副作用発現の有無	7 (35)
	服薬不遵守の場合, その理由	11 (55)
	前回処方した薬で, 残っている薬の種類と数	18 (90)
	患者が服薬しやすい・使用しやすい剤形の提案	7 (35)
	患者のライフスタイルにあった服用回数・使用回数の提案	15 (75)
	服薬不遵守の場合, 薬剤師がその患者に行った服薬指導内容	5 (25)
	服薬状況を考慮した処方提案 (薬学的専門性に基づくアセスメント)	6 (30)
	その他	0 (0)
患者の残薬状況について医師に情報を伝えることには, どのような利点があると思いますか (複数回答可). (n = 20)	医師との連携につながる	12 (60)
	患者の QOL 向上につながる	14 (70)
	ポリファーマシーの改善につながる	12 (60)
	患者の薬の適正使用につながる	17 (85)
	患者が服用していない薬を把握できる	13 (65)
	薬剤費の削減, 患者の負担金の減少につながる	13 (65)
	その他	1 (5)

用につながる」(17人, 85%)が最も多く, 次いで「患者のQOL向上につながる」(14人, 70%)であった(表4).

#### 4. 薬局での残薬調整に今後必要なこと

もしも本邦で残薬調整が義務化された場合, 適切な残薬調整の頻度として「3カ月に1度」がもっとも多く10人(50%)であった. 次いで「6カ月に1度」が4人(20%)であった. 処方医に疑義照会・情報提供した上で残薬調整に要する時間は「6～15分」が10人(50%)で一番多く, 次いで「16～30分」で6人(30%)であった. 薬局で積極的に残薬調整を行うために必要なことは「疑義照会や情報提供の簡素化」(14人, 70%), 「処方日数の変更を処方医に事後報告可能にする」(14人, 70%)が最も多く, 「人員や時間」(13人, 65%), 「医師と薬剤師の連携」(11人, 55%)が50%を超えた. 「重複投与・相互作用等防止加算の点数を増やす」は(6人, 30%)だった(表5).

#### 5. 薬の災害時用自己備蓄について

薬の災害時用自己備蓄は全員が必要であると回答した. 薬の災害時用自己備蓄の適切な量は「1週間分」が12人(60%)で一番多く, 全員が1ヵ月以内と回答した(表6).

## IV. 考 察

処方箋の残薬チェック欄の利用実態, 並びに残薬調整時に薬剤師が医師に伝えたい情報や残薬調整の実態について明らかにし, 残薬チェック欄の利用状況や残薬調整の課題を検討するために八幡平市・滝沢市・雫石町・葛巻町・岩手町の5市町の保険薬局の薬剤師に残薬調整に対するアンケート調査をした.

本調査で処方医が残薬チェック欄に記載を行った率は低かった. 瀬戸らの調査<sup>4)</sup>では処方医を対象にアンケート調査を行っており, 本調査と同様に残薬チェック欄の利用率が低い結果となっているが, その原因として処方医が処方箋様式の変更について説明を受ける機会がなかったことが関与しており, 残薬チェック欄が処方箋に付加されたことやその利用意義が十分に認識されていなかったためと考察されている. 本調査では残薬を気にしている患者が多いと感じている薬剤師は多く, 残薬チェック欄に記載がない処方箋の場合でもすべての薬剤師が残薬状況に関心を持っていた. しかし, 残薬チェック欄を利用しているにも関わらず, 残薬の確認を行わない場合もあり, 薬剤師も残薬チェック欄の利用意義について十分な認識が必要と思われた. 処方医と薬剤師が残薬チェック

表5. 薬局での残薬調整に今後必要なこと

調査項目	回答	回答者数 (%)
海外では複数の疾患を有する高齢者や多剤併用の高齢者の残薬調整を推奨するために、薬局で定期的な残薬調整を義務化している国があります。もし、薬局で残薬調整が義務化された場合、残薬調整の頻度はどのくらいが適切だと思いますか。(n = 20)	1 ヶ月に一度	1 (5)
	2 ヶ月に一度	2 (10)
	3 ヶ月に一度	10 (50)
	4～5 ヶ月に一度	0 (0)
	6 ヶ月に一度	4 (20)
	7～11 ヶ月に一度	0 (0)
	1年に一度	0 (0)
	処方されるごと	3 (15)
現在、残薬調整に患者ひとりあたりどのくらいの時間がかかりますか。ここでの残薬調整とは、残薬を確認し処方医に疑義照会・情報提供をした上で薬をお渡しするまでとします。(n = 20)	5分以内	0 (0)
	6 - 15分	10 (50)
	16-30分	6 (30)
	31-60分	3 (15)
	61分以上	0 (0)
薬局で残薬状況の確認を積極的に行っていくためには何が必要だと思いますか(複数回答可)。(n = 20)	人員や時間	13 (65)
	残薬に対する勉強会	2 (10)
	医師と薬剤師との連携	11 (55)
	患者の自宅へ訪問する	2 (10)
	疑義照会や情報提供の簡素化	14 (70)
	重複投薬・相互作用等防止加算の点数を増やす	6 (30)
	処方日数の変更を処方医に事後報告可能にする	14 (70)
	その他	3 (15)

表6. 薬の災害時用自己備蓄について

調査項目	回答	回答者数 (%)
災害などに備えて薬を自己備蓄する必要はあると思いますか。(n = 20)	必要である	20 (100)
	必要ない	0 (0)
もしも災害などに備えて薬の自己備蓄をする場合、どの程度の量が適切だと思いますか。(n = 20)	数日分	1 (5)
	1週間分	12 (60)
	2 - 3週間分	4 (20)
	1ヵ月分	3 (15)
	それ以上	0 (0)

欄の意義について学ぶ機会が必要である。処方医が残薬チェック欄を記載する時に薬剤師が参照して残薬調整を義務化することも検討しても良いと思われた。しかし本調査では残薬チェック欄を知らない薬剤師が15% (20人中3人) 存在した。処方箋を毎日取り扱う保険薬局の薬剤師の中に残薬チェック欄を知らない薬剤師がいたことは予想外であったが、その背景は更に理由を調査する必要があると思われる。

残薬チェック欄が利用されていた場合、多くの

薬剤師は残薬の種類と数といった詳細な情報に加えて、患者の服薬状況に応じた処方内容の提案なども処方医に伝えたいと考えていた。患者の残薬について薬剤師から情報を伝えることの利点として、「患者の薬の適正使用につながる」、「QOL向上につながる」、「ポリファーマシーの改善につながる」といった患者側の利点をあげる薬剤師が多かった。薬剤師は多剤服用などの副作用発現についても注意深く情報を収集し、医師と積極的に連携しながら情報提供をすることが重要であると考

えていると思われた。このように、薬剤師による残薬調整は処方医と患者の双方に利点をもたらすため、その薬剤師が残薬調整を行う意義は大きいと考えられる。

アンケート結果から薬局薬剤師は薬局で残薬調整を積極的に行うには、疑義照会や薬剤師が処方医に情報を提供する作業の手間、要員や時間の不足が課題と感じていた。ほとんどの薬剤師は重複投与・相互作用等防止加算の存在を知っていたが、診療報酬による増収が残薬調整の機会を増やすと回答した薬剤師は30% (20人中6人)にとどまっており、診療報酬による誘導は残薬確認の向上にはつながりにくいと思われた。櫻井ら<sup>5)</sup>は病院と薬局の合意に基づく疑義照会の簡素化プロトコルの運用により、業務負担の軽減と患者サービスの向上につながると報告している。地域の診療所と保険薬局が同様のプロトコルを作成するなどして、業務負担の軽減と残薬調整の推進を両立できると考える。

本調査では薬の災害時用自己備蓄に関するアンケートもおこなった。薬剤師は薬の災害時用自己備蓄が必要と考えており、必要量は1ヵ月以内と考えていた。東日本大震災に関連した先行研究の結果からも慢性疾患薬を自己備蓄しておくことは一定の意義があると思われる<sup>6-8)</sup>。しかし、自己備蓄を安易に進めると残薬の増加につながるため、患者の薬剤管理状況を踏まえ、医師・薬剤師が協

働して備蓄量を個別に検討するなどの工夫が必要と考えられる。

今回の調査の限界は調査対象が八幡平市・滝沢市・雫石町・葛巻町・岩手町の5市町の保険薬局に限定されていることが挙げられる。また、無記名式アンケートであること、回答率が5割に満たないことから、残薬調整に関して興味がある薬剤師の回答に偏っている可能性がある。今後は、都市部の薬局薬剤師も含めた、より豊富なデータを用いて検討する必要がある。また、薬局薬剤師だけではなく医師や他の医療職の視点からも残薬調整に関して検討していくことで、より適切な残薬調整が可能となると考えられた。

## V. 結 論

薬局薬剤師の多くは残薬調整に意欲的であり、患者からの残薬相談にも対応、服薬状況に応じた処方内容を処方医に提案したいと考えていた。一方で課題も認識しており、効果的な残薬調整には、残薬チェック欄の周知と利用促進、処方医への簡便な情報提供方法、作業効率の向上を図る必要があると考えられた。

利益相反：筆者らに開示すべき利益相反はない。

## References

- 1) 内閣府：令和3年版高齢社会白書，2021.
- 2) 厚生労働省：診療報酬の算定方法一部を改正する件(平成24年厚生労働省告示第76号)別表第3調剤報酬点数表，2012.
- 3) 厚生労働省：令和2年度診療報酬改定の概要調剤，2020.
- 4) 瀬戸小百合，加藤 肇，神山紀子，他：診療所医師と薬剤師の連携に向けた処方せん様式変更に伴う残薬管理に関する調査研究. 社会薬学 **37**, 19-26, 2018.
- 5) 櫻井香織，尾崎淳子，矢野育子，他：病院と薬局の合意に基づく院外処方せんにおける疑義照会簡素化プロトコルとその効果. 医療薬学 **42**, 336-342, 2016.
- 6) Nukiwa T: An overview of respiratory medicine during the Tsunami Disaster at Tohoku, Japan, on March 11, 2011. *Respir Investig* **50**, 124-128, 2012.
- 7) 大谷義孝，根本 学：東日本大震災における災害派遣医療活動報告. 埼玉医大誌 **38**, 72-74, 2011.
- 8) 小柳香織，窪田敏夫，小林大介，他：節薬バッグ運動外来患者の残薬の現状とその有効活用による医療費削減の取組み. 薬誌 **133**, 1215-1221, 2013.

## Survey of attitudes of pharmacists managing leftover medicines

Daiki KIKUCHI<sup>1)·2)</sup>, Sumie KIKUCHI<sup>1)</sup>, Osamu SHIMOOKI<sup>2)</sup>,  
Shinichi OMAMA<sup>2)</sup>, Tomohiro TAKAHASHI<sup>2)</sup>,  
Tetsuya YAMADA<sup>2)</sup> and Mikio TAKAHASHI<sup>2)</sup>

<sup>1)</sup> Yell Clinic Hachimantai, Hachimantai, Japan

<sup>2)</sup> Division of General Medicine, School of Medicine,  
Iwate Medical University, Morioka, Japan

*(Received on September 1, 2022 & Accepted on October 13, 2022)*

---

### Abstract

As the number of drugs prescribed for elderly patients with multiple comorbidities increases, the risk of leftover medicines increases accordingly. We conducted a survey of pharmacists at pharmacies. We surveyed the actual conditions of use of the prescriber's checkbox for leftover medication, the information that pharmacists should provide to physicians when managing leftover medication, and the actual conditions of leftover medication management at pharmacies. We also discussed the issues involved in managing leftover medication. Many pharmacists checked for leftover medication regardless of whether or not the checkbox was

marked. When managing the leftover medicine, many pharmacists wanted to provide not only information on the number of leftover medicines and the medication status but also suggestions for prescriptions based on the patient's medication status. It was also found that a certain percentage of pharmacists were unaware of the existence of the checkbox. The survey revealed that for pharmacists to proactively manage leftover medications, it is necessary to promote the use of the checkbox, simplify the process of contacting physicians and providing information, and secure the manpower and time necessary to do so.

---